

土木工事標準積算基準書

令和5年10月

令和6年5月 一部改定（第1回）

山梨県県土整備部

所属	
氏名	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正			現 行	改 正	備 考																																																																																																																								
	5) 間接工事費等の項目別対象表			5) 間接工事費等の項目別対象表	5) 間接工事費等の項目別対象表	記載の変更 (改訂に伴う)																																																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">間接工事費等 対象額</th> <th style="width: 15%;">共通仮設費</th> <th style="width: 15%;">現場管理費</th> <th style="width: 15%;">一般管理費等</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">対 象 額</th> <th style="width: 15%;">直接工事費+共通 仮設費=純工事費</th> <th style="width: 15%;">純工事費+現場 管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>処 分 費 等</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) ト 参照)</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給電力料 (基本料金含む)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>			間接工事費等 対象額	共通仮設費		現場管理費	一般管理費等	項目	対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価	桁等購入費	×	○	○	処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) ト 参照)			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	現場発生品	×	×	×	ダム工事				支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×	無償貸付機械等評価額	○	×	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">間接工事費等 対象額</th> <th style="width: 15%;">共通仮設費</th> <th style="width: 15%;">現場管理費</th> <th style="width: 15%;">一般管理費等</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">対 象 額</th> <th style="width: 15%;">直接工事費+共通 仮設費=純工事費</th> <th style="width: 15%;">純工事費+現場 管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>処 分 費 等</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) △ 参照)</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給電力料 (基本料金含む)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	間接工事費等 対象額	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価	桁等購入費	×	○	○	処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) △ 参照)			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	現場発生品	×	×	×	ダム工事				支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×	無償貸付機械等評価額	○	×	×	○対象とする ×対象としない
間接工事費等 対象額	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																											
項目	対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価																																																																																																																											
桁等購入費	×	○	○																																																																																																																											
処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) ト 参照)																																																																																																																													
支給品費等																																																																																																																														
桁等購入費	×	○	×																																																																																																																											
一般材料費	○	○	×																																																																																																																											
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																											
電力	○	○	×																																																																																																																											
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																																											
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																											
現場発生品	×	×	×																																																																																																																											
ダム工事																																																																																																																														
支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																											
無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																																																																											
間接工事費等 対象額	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																											
項目	対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価																																																																																																																											
桁等購入費	×	○	○																																																																																																																											
処 分 費 等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) △ 参照)																																																																																																																													
支給品費等																																																																																																																														
桁等購入費	×	○	×																																																																																																																											
一般材料費	○	○	×																																																																																																																											
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																											
電力	○	○	×																																																																																																																											
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																																											
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																											
現場発生品	×	×	×																																																																																																																											
ダム工事																																																																																																																														
支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																											
無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																																																																											
	I-2-②-2			I-2-②-2																																																																																																																										

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正	備考
現 行	改 正	備 考
<p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格が B 級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 (注) B 級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格が B 級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）<u>の</u>合計額とする。 (注) B 級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>記載の訂正</p>
I-2-②-26	I-2-②-26	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正			現 行	改 正	備 考				
	現場管理費率			現場管理費率	現場管理費率					
	別表第2 第1表			別表第2 第1表	別表第2 第1表					
	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
	工種区分		A	b	工種区分		A	b		
	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。				(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。					
	別表第2 第2表			別表第2 第2表	別表第2 第2表					
	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの		
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
	工種区分		A	b	工種区分		A	b		
	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。				(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。					

記載の変更
(改訂に伴う)

記載の変更
(改訂に伴う)

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正			現 行	改 正	備 考
第3表	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	
	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	
第4表	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	共同溝等工事	(1) 50.01	397.4	-0.1286	25.30	
	トンネル工事	(2) 38.33	119.6	-0.0706	26.37	
第5表	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	
	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	
第3表	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	記載の変更 (改訂に伴う)
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	道路維持工事	<u>60.33</u>	<u>613</u>	<u>-0.1598</u>	<u>32.29</u>	
	河川維持工事	<u>42.35</u>	<u>167.1</u>	<u>-0.0946</u>	<u>29.25</u>	
第4表	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	記載の変更 (改訂に伴う)
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	共同溝等工事	(1) <u>50.57</u>	<u>351.0</u>	<u>-0.1202</u>	<u>26.75</u>	
	トンネル工事	(2) <u>38.78</u>	<u>103.5</u>	<u>-0.0609</u>	<u>28.09</u>	
第5表	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	記載の変更 (改訂に伴う)
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
	工種区分		A	b		
	コンクリートダム	<u>31.19</u>	<u>35.0</u>	<u>-0.0059</u>	<u>30.68</u>	
	フィルダム	<u>34.59</u>	<u>154.9</u>	<u>-0.0768</u>	<u>27.87</u>	